契約利用者の皆さまへ

2026年11月16日より JAFTASで 日アセアン協定HS2022のご利用を開始します

日アセアン包括的経済連携協定(以下「日アセアン協定」)の附属書二・品目別規則（以下「品目別規則」）が改定され、2027年2月15日に発効いたします。これに先立ちJAFTASでは2026年11月16日より改定後の品目別規則を適用した**「日アセアン包括的経済連携協定2022」による輸出品/構成品登録、依頼送信、原産資格調査をスタートさせます**。ただし、本改定に関する**日商における具体的な運用指針には未確定な部分があり**、今後の関係各所の動向により変わる可能性がございます。万が一運用に変更が生じた場合は、JAFTASサポートデスクより速やかにお知らせ致しますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目 次

1. 日アセアン協定附属書二　主な改定点
   1-1.品目別規則の年版変更
   1-2. 原産地証明書について
2. JAFTASにおける対応に関して
   2-1. 移行スケジュール
   2-2. 過去に「日アセアン協定」で調査や依頼を行っている場合
   2-3.「日アセアン協定2022」で調査や依頼を作成する方法
   2-4. 出力帳票の表記について
   2-5. 日商連携サービスをご利用の場合
3. HS2017 ⇒ HS2022　コンバージョン方法のご案内

1．日アセアン協定附属書二　主な改定点

1-1. 品目別規則の年版変更

2027年2月15日より、日アセアン協定のHSコードの年版がHS2017から**HS2022**へ変更となります*1。

それに伴い、一部の品目において**HSコードや品目別規則が変更になる可能性**がございます。貴社の輸出品について以下の点をご確認いただき、必要に応じて生産者様へ再調査の依頼や、日本商工会議所のお手続きを行ってください。

HSコードをHS2017 ⇒ HS2022 へコンバージョン（変換）し、HS2022の品目別規則をクリアしているか確認が必要です

1-2. 原産地証明書について

2027年2月15日以降に発給された特定原産地証明書は、**HS2022**に基づく表記となります（2027年2月15日以降に遡及発給された特定原産地証明書も同様です*2）。
2027年2月14日までに発給された特定原産地証明書は、発給から1年以内であれば**HS2017**の表記でも輸入国で受け入れられます*3。

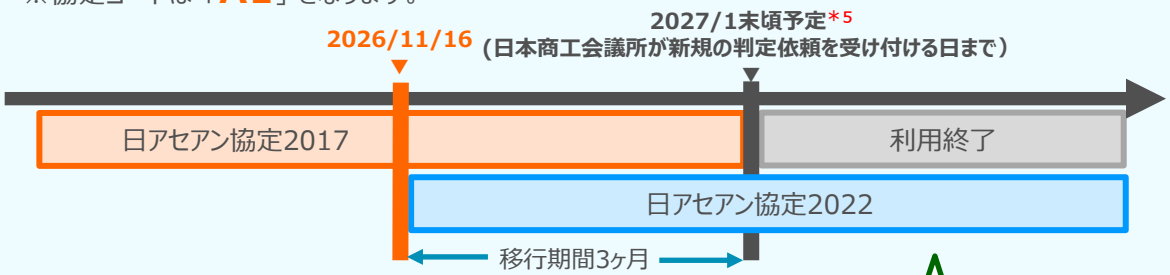
*1 日アセアン協定 附属書二 品目別規則第二項 「この附属書における記載は、二千二十二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。」
*2 日アセアン協定 運用上の Rule 17: Transitional Provisions Incidental to the Amendment of Annex 2をご参照ください。
*3 日アセアン協定 附属書四 運用上の証明手続 第四規則 原産地証明書の有効性
1.原産地証明書は、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体による発給の日から一年以内に、輸入締約国の税関当局に提出するものとする。

© 2026 Tokyo Kyodo Trade Compliance Co., Ltd.

2. JAFTASにおける対応に関して

2-1. 移行スケジュール

HS2022の品目別規則は、新協定「**日アセアン包括的経済連携協定2022**」として2026/11/16よりご利用いただけます*4。
既存の「日アセアン協定2017」は2027年1月末頃（予定）*5以降、ご選択いただけなくなります*6。
※協定コードは「**A1**」となります。



■2027年1月末頃*5までに「日アセアン協定(HS2017)」で送信された案件については、2027年2月以降も仕入先様にて受付～調査、回答まで実施いただくことが可能です。

■ただし2027年2月15日以降は、HS2022の調査結果に基づいた原産地証明書の発給が必要です。2027年2月15日を過ぎて回答を受信していない「日アセアン協定(HS2017)」の依頼がございましたら、回答者とご相談の上、依頼の取下および「日アセアン協定2022」での再調査をご検討ください。

2-2. 過去に日アセアン協定で調査や依頼を行っている場合

「日アセアン包括的経済連携協定2022」でFTA対象品登録の上、改めて原産資格調査や依頼を行っていただくことを推奨いたします

- 輸出品のHSコードが変わり、**適用される品目別規則が変わる可能性**があります。
- HS2017⇒HS2022で**HSコードが変わらなくても、品目別規則が改定されている**場合があります。
- CTC判定の場合、HS2022への変換後に**調査対象品と構成品の間で求められるレベルでのHSコードの変更が起こらない可能性**があります。
- **原産材料として扱っている構成品についても、改定の影響を受ける可能性**がありますので、改めて依頼を作成し原産性をご確認ください。

◆日アセアン協定2017にて、過去に日商へ原産品判定を行っている場合

「日アセアン協定2022」にて原産性が維持されていることを確認できましたら、日本商工会議所へお手続きいただくことで以前の判定番号をそのまま利用することができます。手続きの詳細については日本商工会議所の公表をお待ちください。

*4 2026/11/16~2027/1末頃（予定）の移行期間は、「日アセアン協定2017」と「日アセアン協定2022」の両方をご利用いただけます。
*5 日本商工会議所が新規の判定依頼を受け付ける最終日までを予定しております。日本商工会議所のスケジュールは2026/11/12時点では未公表のため、過去の事例を参考に設定しております。そのため日付は前後する可能性がございます。
*6 過去にJAFTASで「日アセアン協定2017」にて作成した調査ID・依頼ID・回答IDの内容は 2027年2月15日以降も閲覧いただけます。

© 2026 Tokyo Kyodo Trade Compliance Co., Ltd.

2-3.「日アセアン協定2022」で調査や依頼を作成する方法

「日アセアン協定2022」の再調査には「複製」機能のご利用がお奨めです！

「日アセアン協定2022」は（E/P）メニューより新規で登録を進めることも可能ですが、過去に「日アセアン協定2017」で原産資格調査を実施している場合は、「複製」機能をご利用いただくと各種入力の手間を省くことができます。

※インポートを行う場合の協定コードは「**A1**」です。

◆FTA対象品（輸出品/構成品）の複製方法*7

① FTA対象品（E/P）詳細画面で「**輸出品 複製**」をクリックしますと、複製元の情報がコピーされた新規のIDが作成されます

② 「編集」ボタンをクリックし、FTA対象品（E/P）編集画面で、協定を「日アセアン包括的経済連携協定2022」へ変更、HSコードにHS2022のHSコードを入力し「更新」をクリックします*8

➤内製品は③へ、外製品は⑥へお進みください

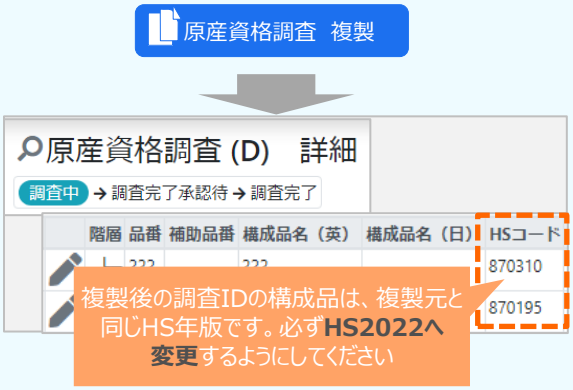


◆内製品の場合：原産資格調査の複製方法*9

③ ②の操作後、 FTA対象品（E/P）詳細画面で「**原産資格調査 複製**」をクリックします

④ 表示されるモーダルで、過去に実施した「日アセアン協定2017」の調査IDを検索し、選択します

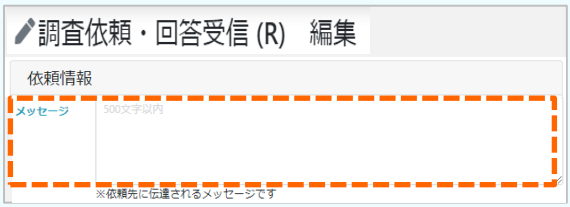
⑤ 選択した過去の調査IDの生産および構成品情報がコピーされた新規のIDが作成されます



◆外製品の場合：コメントを記載し、回答者へ依頼を送信

⑥ ②の操作後、 新規で依頼を作成します*10

⑦ 依頼送信前に調査依頼・回答受信（R）の編集画面にて、依頼者メッセージ欄へ、品目別規則の改定に伴う再調査であることをご記載ください



※日本商工会議所へのお手続きの内容等、必要に応じてJAFTAS外でも回答者とご相談の上、ご対応をお願いいたします

---

*7 過去に作成した輸出品/構成品IDを複製する機能です。過去に実施した「日アセアン協定2017」の登録内容をコピーし、「日アセアン協定2022」用に新規で輸出品/構成品IDを作成することができます。なお、輸出品/構成品IDのステータスが"確定済"の場合、「再調査」ボタンが表示されますが、こちらの機能では協定の変更ができませんのでご留意ください。

*8 誤ったHS年版で調査や依頼を作成することを防ぐため、FTA対象品(E/P)の編集画面にて協定を変更すると、HSコード欄が空欄となります。

*9 過去に作成した調査IDを複製する機能です。過去に実施した「日アセアン協定2017」の調査内容をコピーし、「日アセアン協定2022」用に新規で調査IDを作成することができます。複製元の調査IDで作成した構成品の依頼IDは引き継がれません。

*10 過去に「日アセアン協定2017」で調査を実施している場合も、依頼の区分が「新規」となります。区分については操作マニュアルA) 回答の機能 A1)をご参照ください。

© 2026 Tokyo Kyodo Trade Compliance Co., Ltd.

2-4. 出力帳票の表記について

◆対比表･計算ワークシート

「日アセアン協定2017」で判定をした場合

- 改定前の品目別規則（**HS2017**）での判定
- 協定名には**「日アセアン協定2017」**と記載



「日アセアン協定2022」で判定した場合

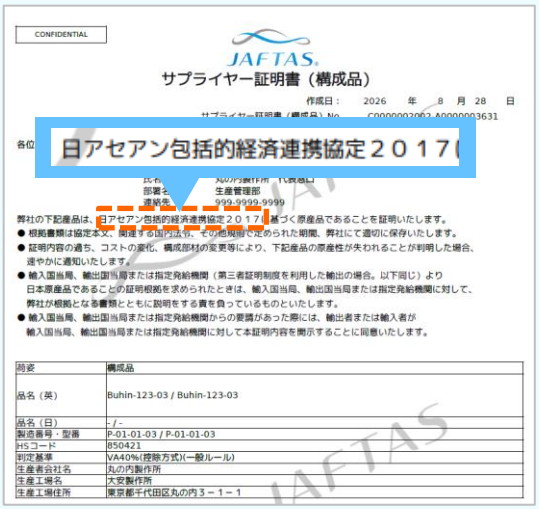
- 改定後の品目別規則（**HS2022**）での判定
- 協定名には、**「日アセアン協定2022」**と記載



◆サプライヤー証明書

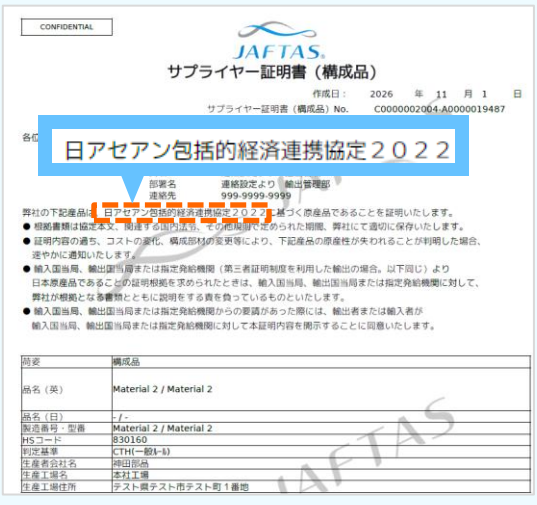
「日アセアン協定2017」で判定をした場合

- 改定前の品目別規則（**HS2017**）での判定
- 誓約文には**「日アセアン協定2017」**と記載



「日アセアン協定2022」で判定した場合

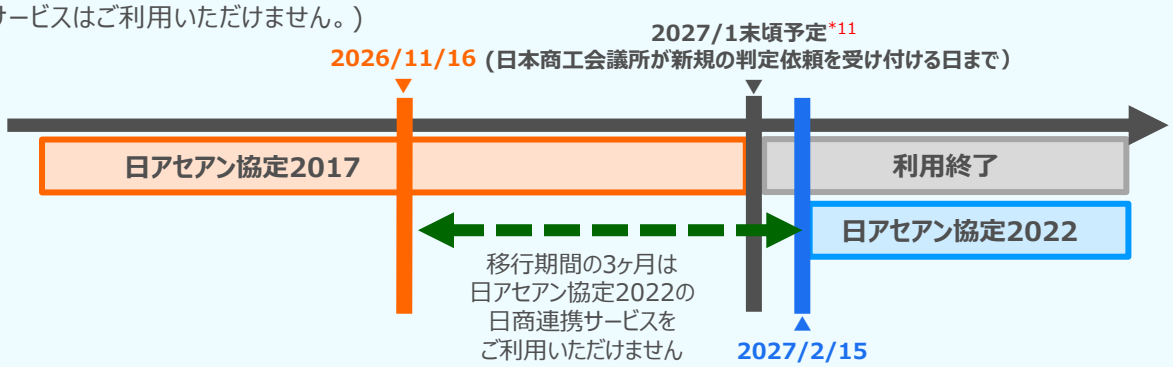
- 改定後の品目別規則（**HS2022**）での判定
- 誓約文には、**「日アセアン協定2022」**と記載



© 2026 Tokyo Kyodo Trade Compliance Co., Ltd.

2-5. 日商連携サービスをご利用の場合

日商連携サービスについては日本商工会議所のスケジュールに合わせHS年版の切り替えを行います。
そのため移行期間については、「日アセアン協定2017」のみ、HS2022年版が発効となる2027年2月15日以降は「日アセアン協定2022」のみ連携が可能です。
(2027/1未頃*11～2027/2/14の間は、日アセアン協定2017/日アセアン協定2022ともに、日商連携サービスはご利用いただけません。)



日付 ＼ JAFTASの操作	判定依頼ID(V)作成、判定依頼送信	同意通知ID(Q)作成・提出
2027/1未頃予定*11 (日本商工会議所が新規の判定依頼を受け付ける日まで)	「日アセアン協定2017」のみ可 ※システム上、判定依頼ID（V）作成は「日アセアン協定2022」でも可能ですが、そのまま2027/2/15以降に判定依頼を送信することができません。作成はお控えください。	「日アセアン協定2017」のみ可
2027/1未頃以降*11（日本商工会議所が新規の判定依頼を受け付ける日の翌日)～2027/2/14まで	「日アセアン協定2017」 「日アセアン協定2022」ともに不可	「日アセアン協定2017」 「日アセアン協定2022」 ともに不可
2027/2/15以降	「日アセアン協定2022」のみ可	「日アセアン協定2022」のみ可

過去に取得済の原産品判定番号の再利用について

「日アセアン協定2022」において、過去に取得済の原産品判定番号を再利用するには、通常の再利用条件に加え、以下の追加の条件がございます。

◆追加の条件

・日商発給システムでの移行手続きが終了している

・再利用するタイミングが2027/2/16以降である

2027/2/15までは、日商発給システムにて移行手続済の判定番号であっても再利用はできません。
恐れ入りますが、「日アセアン協定2022」の原産資格調査（D）は調査中のステータスのまま、2027/2/16までお待ちください。

*11 日本商工会議所が新規の判定依頼を受け付ける最終日までを予定しております。日本商工会議所のスケジュールは2026/11/12時点では未公表のため、過去の事例を参考に設定しております。そのため日付は前後する可能性がございます。

© 2026 Tokyo Kyodo Trade Compliance Co., Ltd.

2-5. 日商連携サービスをご利用の場合（補足）

既にHS2017で判定番号を取得している場合のフロー

2026/11/16～

1 日アセアン協定**2022**でFTA対象品(E)を登録

- 過去に「日アセアン協定2017」でFTA対象品(E)の登録をしている場合は、「輸出品　複製」機能もご活用ください
  詳細はコチラ▶P3
- インポートでご登録される場合の協定コードは「A1」です

2 日アセアン協定**2022**で原産資格調査(D)を作成し、原産資格判定

- 過去に「日アセアン協定2017」で調査(D)を作成している場合は、「原産資格調査　複製」機能もご活用ください
  詳細はコチラ▶P3
- 日アセアン協定2022の調査(D)では、HS2022の品目別規則にて原産資格判定を実施いただけます

調査結果が「達成」になったら、日商発給システム移行プログラム公開をお待ちください！

日商発給システム　移行プログラム公開以降

3 **日商発給システム**にて、取得済みの判定番号を**HS2022へ移行する手続き**を実施

「日アセアン協定2022」にて原産性が維持されていることを確認できましたら、日本商工会議所へお手続きいただくことで以前の判定番号をそのまま利用することができます。手続きの詳細については日本商工会議所の公表をお待ちください。

発給システムでの移行手続きが完了したら、
日アセアン協定2022の発効日の翌日（2027/2/16）までお待ちください！

日アセアン協定2022発効日の翌日（2027/2/16）～

4 原産資格調査(D)にて、**取得済の判定番号を再利用**する

- 2027/2/16以降、『**（４）日商判定依頼情報』部に、③で移行手続きをした判定番号が表示され、再利用が可能**になります。
- 該当の判定番号を選択し、調査完了ステータスまで進めてください

© 2026 Tokyo Kyodo Trade Compliance Co., Ltd.

2-5. 日商連携サービスをご利用の場合（補足）

日アセアン協定2022で新規判定依頼をする場合のフロー

2026/11/16～

1 日アセアン協定**2022**でFTA対象品(E)を登録

- 過去に「日アセアン協定2017」でFTA対象品(E)の登録をしている場合は、「輸出品　複製」機能もご活用ください
  詳細はコチラ▶ P3
- インポートでご登録される場合の協定コードは「A1」です

2 日アセアン協定**2022**で原産資格調査(D)を作成し、原産資格判定

- 過去に「日アセアン協定2017」で調査(D)を作成している場合は、「原産資格調査　複製」機能もご活用ください
  詳細はコチラ▶ P3
- 日アセアン協定2022の調査(D)では、HS2022の品目別規則にて原産資格判定を実施いただけます

調査結果が「達成」になったら、日アセアン協定2022発効日（2027/2/15）までお待ちください

日アセアン協定2022発効日（2027/2/15）～

3 原産資格調査(D)にて、審査依頼前承認を実施し、**判定依頼(V)を作成**

- 2027/2/15以降、調査(D)の『（４）日商判定依頼情報』部にて**「新規に判定依頼（システム連携）」を選択**し、「審査準備完了」ボタンをクリックしてください
- その後、調査(D)の確定可能権限を保有しているユーザーが「審査依頼前　承認」ボタンをクリックし、判定依頼(V)を作成してください

4 判定依頼(V)にて、**日商へ判定依頼を送信**

- 判定依頼(V)の確定可能権限を保有しているユーザーにて、「日商へ判定依頼送信」ボタンをクリックしてください
  ※判定依頼(V)一覧から、まとめて判定依頼送信も可能です

判定依頼送信後は、日商判定事務所側で審査が進むのをお待ちください。
審査結果がJAFTASに反映しましたら、通常通り後続の操作を実施してください。

© 2026 Tokyo Kyodo Trade Compliance Co., Ltd.

3. HS2017 ⇒ HS2022 コンバージョン方法のご案内

HSコードのコンバージョン（変換）は以下のサイトにてご確認いただけます*12。

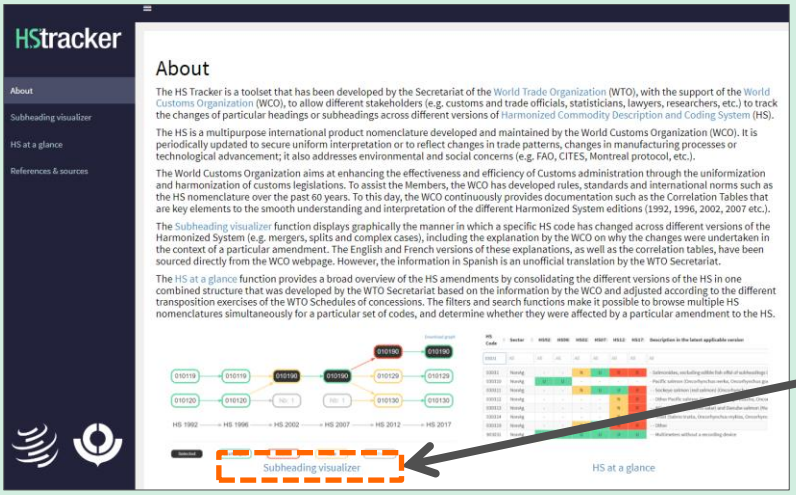
HS Correspondence tables（UN）：HS2017⇔HS2022のコンバージョンを一覧で確認できます

HS Tracker（WTO）： 最新年版のHSコードをキーに、HSコード分類（番号）の変遷を確認できます

◆JAFTASサポートデスクお奨めの確認方法

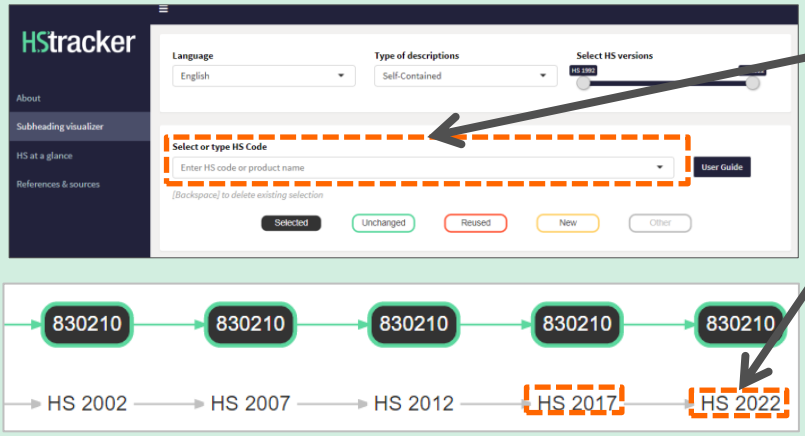
【STEP1】 HS Trackerでコンバージョン

（例）蝶番（ヒンジ）のHSコードをコンバージョンする場合
HS2017：8302.10



① HS Trackerにアクセス
https://hstracker.wto.org/

② 下記をクリック
「Subheading visualizer」



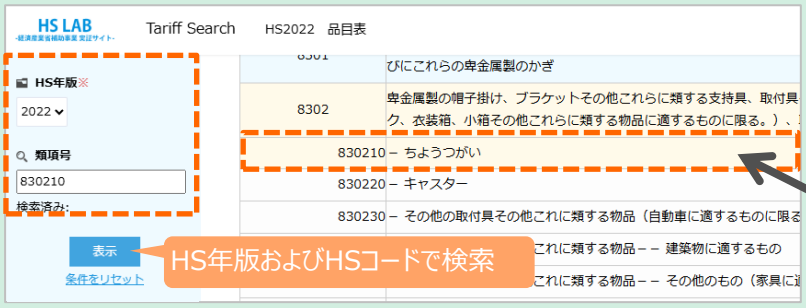
③ HSコード（6桁）を入力
「Select or type HS Code」

④ 該当HSコードの番号の
各年版における変遷が表示される

⑤ HS8302.10は
番号に変更がないことを確認

WTO「HS Tracker」を基に加工して作成 https://hstracker.wto.org/

【STEP2】 HS LABでHS品目表の規定を確認



⑥ HS LABにアクセス
Tariff Search (jaftas.jp)

⑦ HS年版を2022に設定し、
品目表の規定を確認

*12 輸入貨物のHSコードの正確性については輸入国税関が最終的な判断を下します。コンバージョンによりHSコードの分類が大きく変化する場合には、輸入者（輸入国）へご確認いただくことを推奨します。

© 2026 Tokyo Kyodo Trade Compliance Co., Ltd.

JAFTAS®

MADE IN JAPAN の
モノづくり
その先へ

株式会社東京共同トレード・コンプライアンス
〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング　24階

https://jaftas.jp/

お気軽にお問合せください　**JAFTASサポートデスク**

03-5219-8761
jaftas_support@tktc.co.jp
平日 10:00 ～ 17:00(12:00 ～ 13:00を除く)

© 2026 Tokyo Kyodo Trade Compliance Co., Ltd.